

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
第 3 章 業務関連業務 第 4 節 通関関係手続 (輸入差止申立て) 4 - 3 1 (1) 法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づき輸入差止申立てをしようとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「輸入差止申立業務」により、申請者の氏名又は名称及び住所、当該申立てに係る権利の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 及び(3) (省略) (支払保証委託契約締結の届出) 4 - 3 2 (1) 法第 69 条の 12 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき金銭を供託すべき旨を命ぜられた者が、システムを使用して、同条第 5 項に規定する契約の締結を税関長に届け出る場合には、「支払保証委託契約締結届出業務」により、契約を締結した金融機関の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)は、当該契約書の内容が令第 62 条の 16 第 1 項の規定する要件に適合すると認めたときは、システムを通じて「支払保証委託契約締結届出個別結果情報」を登録する。なお、収納課長等は、当該個別結果情報の出力控えを、輸入申告をした者及び日本郵政公社から呈示された国際郵便物の名あて人に交付することとなるので留意する。 (支払保証委託契約締結の承認の申請) 4 - 3 3 (1) 法第 69 条の 12 第 8 項の規定により供託した金銭を取り戻す場合において、同項第 4 号の規定に基づく税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「支払保証委託契約締結承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) (省略) (供託物差替の承認の申請) 4 - 3 4	第 3 章 業務関連業務 第 4 節 通関関係手続 (輸入差止申立て) 4 - 3 1 (1) 定率法第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき輸入差止申立てをしようとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「輸入差止申立業務」により、申請者の氏名又は名称及び住所、当該申立てに係る権利の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 及び(3) (同左) (支払保証委託契約締結の届出) 4 - 3 2 (1) 定率法第 21 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき金銭を供託すべき旨を命ぜられた者が、システムを使用して、同条第 5 項に規定する契約の締結を税関長に届け出る場合には、「支払保証委託契約締結届出業務」により、契約を締結した金融機関の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)は、当該契約書の内容が定率令第 61 条の 7 第 1 項の規定する要件に適合すると認めたときは、システムを通じて「支払保証委託契約締結届出個別結果情報」を登録する。なお、収納課長等は、当該個別結果情報の出力控えを、輸入申告をした者及び日本郵政公社から呈示された国際郵便物の名あて人に交付することとなるので留意する。 (支払保証委託契約締結の承認の申請) 4 - 3 3 (1) 定率法第 21 条の 3 第 8 項の規定により供託した金銭を取り戻す場合において、同項第 4 号の規定に基づく税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「支払保証委託契約締結承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) (同左) (供託物差替の承認の申請) 4 - 3 4

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
(1) 法第 69 条の 12 第 8 項の規定により供託した金銭を取り戻す場合で、同項第 5 号の規定に基づき現に供託されている供託物を他の供託物にすることについて税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「供託物差替承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を確認の上、受理することが適当であると認めて承認する場合には、システムを通じて供託物差替承認申請個別結果情報を登録するものとする。この場合、収納課長等は、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」(税関様式 C 第 5886 号)により、預り証を交付することとなるので留意する。 (損害賠償請求権存在確認書の交付請求) 4 - 3 5 (1) 令第 62 条の 16 第 4 項の規定に基づき、<u>法第 69 条の 12 第 1 項</u>に規定する損害に係る賠償請求権を有する者が、システムを使用して、当該損害賠償請求権を有すること及び損害額の確認の請求を行う場合には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長等は申請に係る損害賠償請求権があると認める場合には、「損害賠償請求権存在確認書」(<u>税関様式 C 第 5890 号</u>)を交付することとなるので留意する。 (認定手続中損害担保優先弁済権実行の申立て) 4 - 3 6 令第 62 条の 17 第 1 項の規定に基づき、<u>法第 69 条の 12 第 6 項</u>(供託された金銭等の還付)に規定する権利の実行の申立てを行おうとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「認定手続中損害担保優先弁済権実行申立業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (疑義貨物の点検の申請) 4 - 3 7 令第 62 条の 13 (点検の機会の付与)の規定による点検を行おうとする者が、システムを使用して、当該点検の申請を行う場合には、「疑義貨物点検申請業務」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	(1) 定率法第 21 条の 3 第 8 項の規定により供託した金銭を取り戻す場合で、同項第 5 号の規定に基づき現に供託されている供託物を他の供託物にすることについて税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「供託物差替承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を確認の上、受理することが適当であると認めて承認する場合には、システムを通じて供託物差替承認申請個別結果情報を登録するものとする。この場合、収納課長等は、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」(税関様式 T 第 2010 号)により、預り証を交付することとなるので留意する。 (損害賠償請求権存在確認書の交付請求) 4 - 3 5 (1) 定率令第 61 条の 7 第 4 項の規定に基づき、<u>定率法第 21 条の 3 第 1 項</u>に規定する損害に係る賠償請求権を有する者が、システムを使用して、当該損害賠償請求権を有すること及び損害額の確認の請求を行う場合には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長等は申請に係る損害賠償請求権があると認める場合には、「損害賠償請求権存在確認書」(<u>税関様式 T 第 2030 号</u>)を交付することとなるので留意する。 (認定手続中損害担保優先弁済権実行の申立て) 4 - 3 6 定率令第 61 条の 8 第 1 項の規定に基づき、<u>定率法第 21 条の 3 第 6 項</u>(供託された金銭等の還付)に規定する権利の実行の申立てを行おうとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「認定手続中損害担保優先弁済権実行申立業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (疑義貨物の点検の申請) 4 - 3 7 定率令第 61 条の 5 (点検の機会の付与)の規定による点検を行おうとする者が、システムを使用して、当該点検の申請を行う場合には、「疑義貨物点検申請業務」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
(疑義貨物に係る証拠の提出) 4 - 3 8 <u>令第 62 条の 11 第 1 項</u>の規定に基づき、<u>法第 69 条の 9 第 1 項</u>の規定による認定手続において、当該認定手続が執られた貨物について当該貨物が<u>法第 69 条の 8 第 1 項第 5 号</u>に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出しようとする者が、システムを使用して、当該証拠を提出する場合には、「疑義貨物証拠提出業務」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (疑義貨物に係る証拠の提出) 4 - 3 8 <u>定率令第 61 条の 3 第 1 項</u>の規定に基づき、<u>定率法第 21 条第 4 項</u>の規定による認定手続において、当該認定手続が執られた貨物について当該貨物が<u>同条第 1 項第 5 号</u>に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出しようとする者が、システムを使用して、当該証拠を提出する場合には、「疑義貨物証拠提出業務」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。